本 庁

公 所

瀬戸市決裁規程(昭和37年瀬戸市訓令第1号)の一部を次のように改 正する。

令和2年6月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後								改正前									
別家	別表第1(第4条-第6条関係)							別表第1(第4条-第6条関係)									
-	1 <省略>						1 <省略>										
4	2 人事関係	事関係							2 人事関係								
決	決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考	/ 決	決裁区 裁事項	分市長	副市長	部長共通	課長共通	備考				
	<省略>					<省略>											
任	任用	部長、部次	課長補佐等		<省略>		任	任用	職員			<省略>					
免		長等及び課	<u>以下</u>				免										
		<u>長等</u>															
	普通退職	部長、部次	課長補佐等		<省略>			普通退職	<u>職員</u>			<省略>					
		長等及び課	<u>以下</u>														
		<u>長等</u>															
	異動	部長、部次	課長補佐等		<省略>			異動	職員			<省略>					
		長等及び課	<u>以下</u>														
		<u>長等</u>															
	出勤停止	部長、部次	課長補佐等		<省略>			出勤停止	<u>職員</u>			<省略>					
		長等及び課	<u>以下</u>														
		<u>長等</u>															
	<省略>			<省略>	<省略>			<省略>			<省略>	<省略>					
	<省略>							<省略>									

服	<省略	\$ >		<省略>	<省略>	<省略>		服	服(省略)			<省略>	<省略>	<省略>		
務	出張	<省略>		<省略>	<省略>	<省略>		務	出張	<省略>		<省略>	<省略>	<省略>		
	命令	国外	特別職	部長等以下			<省略>		命令	国外	全職員				<省略>	
給	給料	特別昇給		全職員				給	給料	特別昇給	全職員					
与		定期昇給		全職員				与		定期昇給	全職員					
	<省略	\$ >				<省略>			<省略>					<省略>		
	退職手	当の裁定	特別職	部長等以下					退職手	当の裁定	全職員					
備考							備考									
1 この表における用語については、次に定めるところによる。							1 この表における用語については、次に定めるところによる。									
(1) 「特別職」とは、市長及び副市長をいう。																
(2) 「部長等以下」とは、部長並びに部次長等、企画補佐、課長等、主幹																
及び課長補佐等以下をいう。																
(<u>3</u>) <省略>								<u>(1)</u> <省略>								
(<u>4)</u> <省略>								(2) <省略>								
(<u>5)</u> <省略>								(3) <省略>								
2 <省略>									2 <省略>							
3 <省略>								3 <省略>								

附則

この訓令は、訓令を発した日から施行する。